

岩手県告示第863号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年11月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社 J A ふるさと 介護サービス	奥州市水沢区東大通 り一丁目 8 番17号	J A 岩手ふるさと訪 問介護事業所	株式会社 J A ふるさ と介護サービス指定 訪問介護事業所	奥州市水沢区東大通 り一丁目 8 番17号	平成17年 4 月 1 日